

災害時における応急復旧作業等の協力に関する協定書

交野市（以下「甲」という。）と（協定締結者名）（以下「乙」という。）とは、災害時において実施する応急復旧作業等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、風水害、地震等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するため、交野市の管理する道路、河川、公園等（以下「公共土木施設等」という。）の状況を早期に把握し、緊急に対応する必要がある施設の応急復旧作業等を計画的かつ迅速に行うことを目的とする。

（実施要請）

第 2 条 甲は、公共土木施設等に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において必要と認められる場合、乙に対し第 3 条の災害時における応急復旧作業等についての実施を他の協力業者等も含めて随時要請することができるものとする。

（災害時における応急復旧作業等の業務内容）

第 3 条 「応急復旧作業等」とは、巡視業務および応急工事を総じて「応急復旧作業等」という。また、甲が乙に対し実施を要請する災害時における応急復旧作業等の内容は以下のとおりである。

- （1）巡視業務 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に行う、公共土木施設等の状況確認行動をいう。
- （2）応急工事 災害に際し、公共土木施設において機能不全の状態が発生し、緊急に機能回復を要する場合、又は障がいを除却しなければ市民の安全・安心の確保に支障が生じると判断される場合に行う必要かつ最低限の工事をいう。

（役割）

第 4 条 乙の役割は、次のとおりとする。

- （1）甲との連絡体制を密にするため、巡視経路図および連絡体制図等を作成すること。
- （2）災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、自主的に待機態勢をとること。発生の恐れとは、大雨警報等が予報されている場合等。
- （3）交野市災害対策本部の指示、依頼のあったときは連絡を密にとり、速やかに応急復旧作業等を行うこと。
- （4）巡視業務については無償とするが、作業および工事に係る実費の内、必要と認められる部分については別途契約を結び精算払いとする。作業・工事に当る場合は、甲に連絡し指示を受けた上で着手すること。

（業務の場所）

第５条 乙の業務の範囲は、市域全域を対象とする。ただし、協定締結後は、被災状況等により特定の地区での業務を行うことがある。

（業務の概要）

第６条 乙は、市域に震度５弱以上の地震が発生したときは、速やかに巡視業務を行わなければならない。

２ 乙は、風水害、地震等による被害が相当規模発生する恐れがあると甲が判断したときは、巡視業務を行わなければならない。

３ 巡視業務の概要は、市が緊急輸送道路の指定した主要道路及び浸水多発箇所等について、車中から路面を中心に目視することを基本に必要なに応じて徒歩により点検し、異常を認めたときは即時報告し、甲の指示により通行規制等必要な措置を講ずること。

４ 乙は、応急工事の指示を甲より受けた場合には、速やかに施工するものとし、施工方法については市職員と協議により決定する。

５ 乙は、応急工事の実施に当たっては、第三者に損害を与えることのないよう、特段の注意を払わなければならない。

６ 乙は、応急工事の実施に当たっては、工事内容の判定に必要な写真等の資料を作成し、進捗状況を適宜甲に報告する等、甲が工事内容を正確に把握するため必要な措置を講じなければならない。

７ 乙は、応急復旧作業等に従事する者について、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく労働災害補償に係る必要な手続をとるものとする。

（協定期間）

第７条 協定期間は平成 31 年 6 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日前 1 ヶ月以内に甲および乙から申し出のない場合は、さらに期間満了日から 1 年間この協定を更新するものとし、3 年を限度とする。

２ 協定期間中であっても、乙がこの協定に基づく応急復旧作業等の協定者としてふさわしくない非行があったと認められる場合や、別途定める応募資格を満たさなくなり、かつ一定期間内にその回復が見込めない場合は、甲はこの協定を打ち切ることができる。

（定めのない事項の処理）

第８条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

交野市私部1丁目1番1号

甲 交野市長 黒田 実

乙